

財 第 1 7 0 2 号
平成 2 7 年 1 0 月 8 日

各 課 等 の 長 様

市長 金 坂 昌 典
(公 印 省 略)

平成 2 8 年度当初予算について（通達）
平成 2 8 年度当初予算の要求にあたっては、下記に留意のうえ、関係事務を進められたく通知します。

記

1. 本市を取り巻く情勢

我が国経済の動向は、海外景気の下振れなどが景気を下押しするリスクとなっているが、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。

このような中、政府は、経済の好循環の拡大を図ることにより、民間の経済活動をより活性化し、中長期的に持続する経済成長の実現に取り組むものとしており、平成 2 7 年 6 月 3 0 日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2 0 1 5」（いわゆる「基本方針 2 0 1 5」）に基づき、平成 2 7 年度の予算の早期執行、経済の好循環と民需主導の経済成長に向けた環境整備に取り組むことなどを基本的な考え方とし経済財政運営を進めるとしている。

また、7 月 2 4 日に閣議了解された「平成 2 8 年度予算の概算要求基本方針」では、民需主導の経済再生と財政健全化の双方を実現するメリハリのついた予算とするため、施策の優先順位を洗い出し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することを基本としている。このため、義務的経費についても聖域を設けることなく、制度の根幹にまで踏み込んだ抜本的な見直しを求めるとともに、その他の経費については、前年度当初予算相当額に 1 0 0 分の 9 0 を乗じた額の範囲内での要求を指示する一方、まち・ひと・しごとの創生、地域活性化など成長戦略の取組みについては「新しい日本のための優先課題推進枠」を設けている。

今後、国の予算編成の動向によっては、地方交付税交付金等の総額や消費税率及び法人実効税率の引下げなどが懸念され、市予算編成にも大きな影響を及ぼすことが想定される。このことから、各課等においては、積極的に国・県等からの情報収集に努められたい。

2. 市の財政状況

本市の歳入については、今後の人口減少や少子高齢化の影響により、市民税の増加は期待できないうえ、現在の経済情勢では固定資産税の増収も見込めないことから、市税の減収は避けられない状況にある。また、地方交付税についても、国全体で総額が抑制される傾向にあり、本市財政にとって、極めて厳しい状況が続くものと想定される。

一方、歳出においては、社会保障費の増加に加え、施設の耐震化などのために発行した市債の元金償還が本格化することによる公債費の増加など、財政の硬直化が一層進む中で、今後、津波避難施設の建設、子育て支援施設、大網駅周辺の整備など、市民生活の安全確保や人口減少対策、さらに将来の市の発展に欠かせない重要な事業の推進に多額の財源を要することが見込まれている。

このため、全庁一丸となって歳入・歳出両面にわたり徹底した見直しを実施するとともに、持続可能な市政運営を確立し、「住みたい・住み続けたいまち」の実現に向けて、今後も市の発展と市民生活の向上に必要な事業を実施していく必要がある。

3. 平成28年度予算要求に当たっての留意事項

このような状況を踏まえ、平成28年度当初予算の要求に当たっては、平成28年度からスタートする後期基本計画と整合性を図るとともに、各課等においては、すべての事務事業について、例外なくゼロベースで見直しを行ったうえで、必要な事業についても優先度、緊急性、費用対効果を十分に検証し、年次計画を踏まえながら要求することを基本とする。

(1) 後期基本計画との整合

新年度予算は、向こう5年間にわたる後期基本計画のスタートとなる重要な予算であることから、今後、後期基本計画を円滑に推進できるよう施策や事業について年次計画、財源、手法などについて十分な精査を行い要求すること。

(2) スクラップ・アンド・ビルドの徹底

新規事業の要求に当たっては、既存事業の縮小、廃止、振替等を前提とした「スクラップ・アンド・ビルド」を徹底すること。安易な新規事業の追加は行わないこと。

(3) 義務的経費を除く一般財源ベースでの10%削減

義務的経費※1（債務負担など義務的経費に準ずるものを含む）及び臨時的経費※2を除き、平成27年度当初予算における各事業一般財源充当額を基準に10%の削減（10%マイナスシーリング）に努めること。

※ 1 義務的経費：法令又は性質上支出が義務付けられているもの
(人件費、公債費、扶助費等)

※ 2 臨時的経費：一時的、偶発的な行政需要に対応して支出される経費(単年度事業に要する経費など)

(4) 歳入の確保、国庫補助等の財源の確保

市税をはじめとする公的徴収金の収納率の向上を図ることはもとより収入未済分の解消に向けた具体的な対策を講じること。

また、市有財産の売却や有償貸付などの有効活用や広告事業の拡充などに取り組み、新たな自主財源の確保に努めること。

さらに、補助制度などの活用や応分の受益者負担を検討するなど、特定財源の確保にも努めること。

(5) 国・県の動向の把握

新年度予算要求にあたっては、原則、現行の行財政制度に基づくこととする。

また、予算編成過程において、新たな政策決定がなされたものや、国・県の予算案、制度改正等が判明したものについては、直ちに修正を行うこと。

特に、補助金・負担金の新設、削減、廃止等については、国・県等の動向を注視し、新型交付金を含む最新情報の収集を的確に行うこと。

(6) 議会等の要望・意見等の精査及び反映

市議会等からの要望や監査委員からの指摘事項等については、内容を十分検討し、必要な対策を講じること。

(7) 協働事業の推進

事業の実施手法において、市民やNPO法人等との分担・協働の実施可能性等について十分検討すること。

4. その他の留意点

(1) 各課による要求内容の自己査定の徹底

予算要求書の調製にあたっては、班単位での検討を十分行ったうえで、提出前には課長を含め、課内で内容精査を行うこと。

(2) 消費税について

消費税率の10%引上げ時期は、平成27年10月から平成29年4月に延期されていることから、要求については現行の8%で積算を行うこと。

(3) 査定方式

限られた財源を効率的に予算配分するため、引き続き一件査定方式とする。したがって、各要求事項ごとに、積算根拠を明確にした上で要求すること。